

令和7年6月18日

第24回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和7年6月18日(水) 午後3時30分
2. 会 場 市民センター(市役所本庁舎西側) 314会議室B
3. 出席委員 20名
4. 出席の委員 2番 佐藤 國夫 3番 柴山 栄重 4番 後藤 洋二
5番 中村 謙一 6番 野崎 俊幸 7番 山岸由美子
8番 浪岡 真澄 10番 油井 妙子 11番 菅野 秀夫
12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵 14番 渡邊 正芳
15番 安齋 昭通 16番 尾形 寅昭 18番 柴田 徳男
19番 武田 勇夫 20番 斎藤 貴裕 22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一 24番 玉根 吉光
5. 欠席の委員 1番 栗原 武弘 9番 曜地 正人 17番 古関 恵子
21番 半澤 幹夫
6. 事務局の出席者 事務局長 阿穂 裕之
次長兼農地係長 斎藤 良紀 主 任 小野 亜希子
庶務係長 丹治 薫 主 査 小針 道理

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
 - 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
 - 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
 - 第5号 現況確認証明願出について
 - 第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
 - 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
 - 第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
 - 第4号 許可の条件を履行したことの証明について
 - 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
 - 第6号 「農業経営基盤の強化の促進に対する計画（地域計画）」の変更に係る意見について（回答）

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	1番 栗原武弘委員、9番 岩地正人委員、17番 古関恵子委員、21番 半澤幹夫委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第24回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 3番：柴山栄重委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後5時15分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後5時15分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(144件)】 合計144件、令和7年6月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転11件、貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番(発言を求める。)
議長	柴山委員(発言を許可する。)
3番	整理番号1番及び2番について説明いたします。どちらも自宅に隣接する農地を自家消費栽培用として取得する案件です。自宅に隣接しているため、耕作可能と思われます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整地番号3番について説明いたします。渡人が相続した農地を売買する案件です。申請地には既にハウスが設置され、耕作が開始されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号4番について説明いたします。渡人が高齢のため、渡人の甥が受人となり新規就農により耕作する案件です。受人は渡人から農機具を譲り受けしており、既に耕作が開始されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整地番号5番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。渡人の夫が亡くなり、妻である渡人が相続した農地を子供である受人に贈与する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	3ページ、区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号6番について説明いたします。受人は以前に申請地近くの空き家と農地を取得しており、引っ越し予定です。申請地は既に所有している農地と自作地続きであり、耕作可能と思われます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号7番について説明いたします。以前にも同一の渡人と受人で農地法3条の申請がありましたが、その時は砂利敷である申請地を除いていました。この度、申請地を農地に復元したので、改めて申請する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号8番について説明いたします。受人の父が農業を営んでいますが、今回は受人の名義で農地を取得する案件です。売買価格が高額ですが、申請地は受人の自作地続きのため、耕作利便によるものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

	整理番号9番について説明いたします。渡人は高齢のため後見人が設定されており、後見人と受人の合意により、所有権移転をする案件です。受人は大規模な果樹農家であり、今後も安定して営農されると思われます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	ご審議よろしくお願ひいたします。
	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号10番から4ページ12番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号10番について説明いたします。売買価格が高額ですが、市街化区域内の農地であるためです。申請地は受人の自宅付近のため、耕作可能と思われます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号11番について説明いたします。申請地は保全管理地であり、空き家に付随した農地として、空き家バンクに登録されていました。受人の祖父母が山形県で農家をしており、受人が祖父母から農業を学びながら、将来的には就農も考えています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号12番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。父親から娘に農地を贈与する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	私が質問ですが、整理番号11番の受人は東京都在住ですが、耕作は可能でしょうか。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	受人は空き家バンクを通して、福島市内の空き家を購入予定です。受人の母が福島市内に在住しており、山形県在住の祖父母と一緒に先ずは3人で購入した空き家に住みながら、申請地を耕作する予定です。受人も退職後、将来的に福島市に移住して就農する計画です。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号13番について説明いたします。渡人と受人は親戚関係です。渡人が高齢のため、受人に耕作を依頼した案件です。受人は現に近隣で営農しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号1番について説明いたします。申請者の家庭は大家族であり、部屋が手狭となったため、既存農家住宅を拡張する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、使用貸借権設定1件、計2件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号3番、整理番号1番は取下げとなりました。 区域番号5番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）

議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	<p>整理番号2番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。渡人の長男家族が実家の近くに分家住宅を建てる案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号3番について説明いたします。議案第1号 整理番号11番でも説明しましたが、空き家バンクを通して住宅を購入し、受人の母と祖父母が先に住みますが、将来的に受人も東京都から福島市に移住し、就農する計画です。申請地を農業に必要な倉庫兼作業場敷地とする案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号2番及び3番の2件、原案とのおり許可と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	<p>7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請2件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。</p> <p>区域番号7番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	<p>整理番号1番について説明いたします。今年3月議案でも期間の延長を審議しています。ほぼ工事は完了していますが、一部で手直しや施工面積の変更があったため、事業の操業期間を8月まで再度、延長する案件です。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号2番について説明いたします。今年3月議案でも期間の延長を審議しています。先達山の太陽光発電の関係で、送電線の埋設工事をしていますが、施工面積の変更があったため、事業の操業期間を8月まで再度、延長する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕

議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり承認と決定いたします。
次長	<p>次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。</p> <p>8ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。</p> <p>区域番号4番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	<p>整理番号1番について説明いたします。令和7年5月7日農業委員及び推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
次長	<p>次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>10ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	<p>整理番号1番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号2番について説明いたします。申請地3筆の内1筆が使用貸借権の設定ですが、当該農地が遊休化しているためです。受人が農地に復元して耕作する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	[「異議なし」の声]
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号3番について説明いたします。受人は伊達市在住ですが、申請地は受人が既に耕作している農地と自作地続きの農地であり、耕作可能と思われます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号4番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	[「異議なし」の声]
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号5番から11ページ9番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号5番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号6番及び7番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は昨年に新規就農した農家です。規模拡大する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号8番について説明いたします。受人は果樹農家ですが、新たに水稻にも経営を拡大する案件です。既に耕作が開始されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号9番について説明いたします。受人は40代の若手農業者です。小菊栽培を予定しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	[「異議なし」の声]
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号10番から13ページ23番までの14件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号10番から16番及び23番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。なお、整理番号23番は、受人が桑折町在住ですが、申請地と

	<p>近いため耕作可能と思われます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号17番から20番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は町庭坂在住ですが、飯坂地区にある空き家を借りて拠点としているため、耕作可能と思われます。地元の東湯野KA-KA-SHI組の支援を受けています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号21番及び22番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は大規模農家です。以前から申請地を受人が耕作していましたが、この度、正式に利用権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号24番から17ページ38番までの15件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号24番について説明いたします。受人は適正に耕作している農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号25番から32番について説明いたします。いずれも同じ受人です。この中で整理番号26番について区域協議会として意見があります。地区担当の推進委員が現地調査したところ当該地について再生困難な遊休農地であると判明しました。そのため、区域協議会としては「当該地については、農用地の全てを効率的に利用し耕作することは困難である。」を意見としました。なお、その他の案件については、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号33番及び35番から37番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は適正に耕作している農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号34番について説明いたします。受人は適正に耕作している農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号38番について説明いたします。受人は適正に耕作している農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する）
2番	事務局に質問です。整理番号26番については、基盤法からの移行であり、耕作目的で利用権が設定されていたのに遊休農地になっていたということがあるのでしょうか。
次長	議長（発言を求める）
議長	事務局（発言を許可する）
次長	形式上は利用権設定により耕作していたことになっていますが、実際には耕作されていなか

	ったということです。市長からは効率的に耕作しているか意見を求めてはいるので、先ほど説明のあった松川区域協議会の意見を市長に挙げます。
2番 議長	議長2番（発言を求める） 佐藤委員（発言を許可する）
2番 次長 議長 次長 11番 議長 11番 次長 議長 次長 11番 議長 11番 次長 議長 次長 11番 議長 11番 次長 議長 次長 議長 20番 議長 20番	今回と同じ受人が以前から当該地を借りていたが、耕作していなかったということでしょうか。 議長（発言を求める） 事務局（発言を許可する） 同じ受人が農地中間管理事業に移行する以前から当該地を基盤法により借りていました。 議長11番（発言を求める） 菅野委員 市長に意見を挙げた結果は、報告があるのでしょうか。 議長（発言を求める） 事務局（発言を許可する） 今のままでは当該地の耕作はできないので、当該申請が取り下げられたのか等どのような結果になったのか確認したいと思います。 議長11番（発言を求める） 菅野委員 耕作しない農地を借りることは問題ないのでしょうか。 議長（発言を求める） 事務局（発言を許可する） 耕作しない農地を借りることは通常はないと考えます。 議長11番（発言を求める） 菅野委員 市長への意見は、どのような形式になりますか。 議長（発言を求める） 事務局（発言を許可する） 文書になります。 その他ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号6番、整理番号39番から18ページ42番までの4件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いいたします。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長20番（発言を求める。） 斎藤委員（発言を許可する。） 整理番号39番から41番について説明いたします。いずれも同じ受人です。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号42番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号43番から19ページ54番までの12件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号43番及び44番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は長男と共に多角経営している農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号45番及び46番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は大規模農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号47番について説明いたします。受人は兄弟で経営している農業法人です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号48番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。受人が実家の農地を借りて新規就農する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号49番及び50番について説明いたします。いずれも同じ受人です。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。受人は多角経営している農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号51番及び52番について説明いたします。いずれも同じ受人です。申請地は桃畠の成木園であり、そのまま耕作する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号53番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。受人は地区の優良農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号54番について説明いたします。もともと申請地は受人が所有していましたが、渡人に譲った経過があります。渡人が耕作できなくなつたため、受人に使用貸借権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号48番の渡人と受人の関係を教えてください。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	渡人と受人は親子関係です。受人が実家の農地を借りて新規就農する案件です。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。なお、整理番号26番の2筆については、今ほど松川区域協議会から出された意見を付しての採決としたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書20ページ、報告第1号から38ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
	閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第24回総会を終了いたします。

(午後4時30分)

令和7年6月18日

これは、福島市農業委員会第24回総会の議事録であることを証するため
署名する。

福島市農業委員会

会長 中村 謙一

議事録署名人3番 柴山 栄重

議事録署名人14番 渡邊 正芳